

総合特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等 (法第14条の2 関係)
 - 1 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
 - 2 内閣総理大臣は、1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
 - 3 2の認定を受けた計画(1の記載に係る部分に限る。)については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

- 二 地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等 (法第37条の2 関係)

地域活性化総合特別区域計画に関し、一と同様の改正を行うこと。

- 三 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除 (法第46条から第52条 関係)

構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置(酒税法の特例等)について、重複を避けるために削除するものとする。

- 四 施行期日等 (改正法附則 関係)
 - 1 修正に係る規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。
 - 2 その他所要の規定を整備すること。